

企 発 第 142 号
平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

8 月 10 日に貴会より公表されました公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 現行の財務諸表では、「資本の部」、「純資産」及び「株主資本」は同じものを示していると一般的に認識されている。一方、本案では、「純資産の部」及び「株主資本」が異なるものを定義しており、又、現行の「資本の部」とも異なるものとなっていることから、過年度との比較などにおいて実務上の混乱を招くものと思われる。については、新項目名称の設定にあつては、現行使用されていない新名称を用いるなど 現行基準からの変更が明らかとなるよう配慮願いたい。
2. 現在、国際会計基準や米国基準についても、当該純資産の部の見直しを行なっているが、これらの基準との整合性についても、検討いただきたい。
国際会計基準や米国基準では、純資産の部を Controlling Interest と Non-controlling Interest という区分で分け、従来の株主資本である Controlling Interest にはその他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定等の親会社持分を含めており、従来の株主資本の金額と継続性がある。反面、当会計基準案は従来株主資本に含めていたその他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定等の親会社持分を、株主資本から除いており、過去からの金額の継続性や国際会計基準や米国基準との整合性の観点を再度ご検討願いたい。

3. 評価・換算差額等には繰延ヘッジ損益が含まれますが、金利スワップに係る特例処理を適用した場合には繰延ヘッジ損益を計上しないことから、特例処理を適用しない場合とでは「純資産」の金額が異なることとなります。米国会計基準では、当該金利スワップに係る特例処理は認められておらず、また、米国会計基準、国際会計基準ではキャッシュフロー・ヘッジのみ本適用が該当し、公正価値ヘッジは該当しません。日本基準ではキャッシュフロー・ヘッジ、公正価値ヘッジ共に繰延ヘッジ会計が適用されるため、厳密な意味では株主資本の部と評価・換算差額等の部に日・米・国際会計基準に差異が生じると考えられます。本基準案の中でその差異についての考え方（公正価値ヘッジ部分も含まれる旨及びその考え方）について説明をお願いすると共に、本基準案における繰延ヘッジ損益の取扱いの変更にあたり、先ず、ヘッジ会計に係る現行の日本基準を米国会計基準との調和の観点から見直す必要があると感じます。

4. 新株予約権は、従来負債の部に計上していたが、「返済義務のある負債ではなく、負債の部に表示することは適当ではないため、本会計基準では、純資産の部に記載」されている（会計基準第19項）。

現行の基準では、新株予約権は行使された場合には資本剰余金（資本準備金）に振り替えられ、失効した場合は特別利益に計上されることとなっている（新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取り扱い（企業会計基準委員会実務対応報告第1号））。従来同様、新株予約権が負債に計上されていた場合は債務からの開放という観点で失効分を特別利益に計上することは整合するが、純資産の部に計上するとした場合、特別利益に計上する積極的な根拠がなくなると考えられるため、新株予約権の会計処理についても見直しをお願いしたい。

以 上